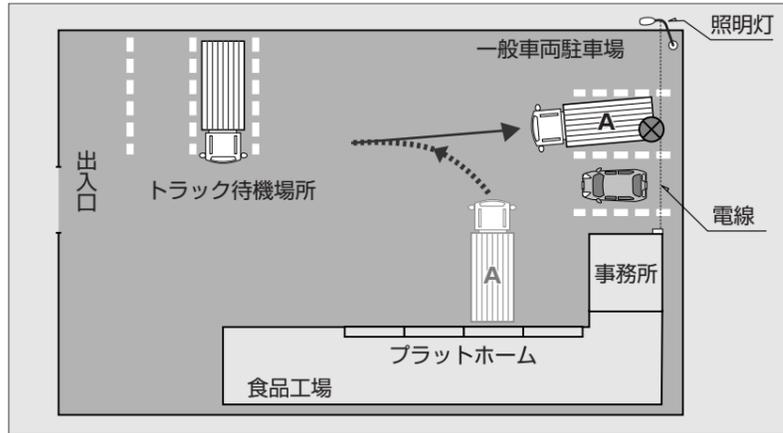


職場における交通安全指導

Part 91

大型貨物車が構内でバックした際、照明灯の電線を切断



事故の概要

- 発生状況
 - 日時：平成23年1月某日 午後3時頃
 - 天候：晴れ
- 発生場所
 - 食品工場構内
- 事故の当事者
 - 運転者 A (大型貨物車)：24歳、男性
 - 相手方 B：食品工場
- 被害状況
 - A：車両後部小破
 - B：照明灯の電線切断

事故状況

Aは、運送業での乗務経験が5年で、2年前に大型免許を取得し大型トラックの乗務にも慣れてきたところであった。

Aの勤務する運送会社は、食品工場から製品を大型スーパーや物流センターへ配送する業務を行っており、Aはこの食品工場ですべての積み込みを行いルート配送している。

事故当日は、午前中の配送が事故渋滞により遅れ、午後からの積み込み時間も予定より1時間ほど遅れたため、気持ち少し焦り気味だった。

Aは、トラックをプラットフォームに着け、工場の事務所に配送の遅れを報告後急いで荷物の積み

込みを行い、プラットフォームから離れて出口に向けハンドルを左に切ったが、この時、事務所に忘れ物をしたことに気付いた。

停止し周囲を見ると、事務所前の一般車用駐車場には乗用車が1台駐車しているのみで、十分トラックを駐車できるスペースが残されていた。

本来ならば、積み込み以外のトラックは出入口脇の待機場所に駐車するよう構内ルールで定められているが、「待機場所まで移動させて駐車するのは面倒だ。このままバックしてこの乗用車の右側に止めよう。」と考えた。

バックモニターを確認すると障害物は映っていませんでしたので、一般車用駐車場の乗用車を左ミラーで確認しながらバックさせたが、あと少しで駐車完了と思った矢先に、自車後部で何かを引きずる衝撃を受け、慌ててトラックを停止させた。

下車して確認すると駐車場の角に設置されている照明灯に工場側から架設された電線を自車荷台の上部で引っ掛け切断していた。

この事故の原因は、Aがトラックをバックさせる際の安全確認が不十分であったことは明らかです。

トラックには死角部分が多く、バックする際には細心の注意を配ることが必要でした。

また、構内規則で定められた待機場所ではない

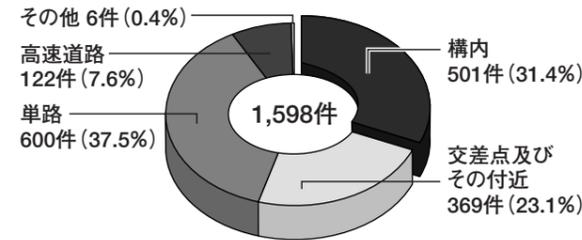
一般車用の駐車場所にトラックを駐車しようとしたAのルール無視が招いた事故とも言えます。

事故発生場所は、Aにとって毎日積み込みを行っている慣れた構内であり、当日は、やや急いでいたことと荷待ちの車両も少なかったことから、心理的な油断が生まれ緊張感が欠けていたことも考えられます。

安全指導

① 構内事故の防止

○平成23年度 神交共の対物事故発生場所



平成23年度の当組合での交通事故の発生実態をみますと、対物事故は1,598件発生しており、その発生場所は、交差点や単路といった道路上の事故が約6割を占めていますが、トラック特有の事故とも言える構内での事故が、全体の3割強に当たる501件発生しています。

構内事故は、荷主や取引先で発生するだけに、重大な事故はもとより軽微な事故であっても、ドライバーのモラルに加え運送会社の運転者教育の姿勢が問われ、信用、信頼を大きく失墜させ、その回復には長い時間と努力が必要となります。

ドライバーに対し、軽微な構内事故であっても「事故は事故」という認識を持たせ、その原因と防止策を検討し指導することが大切です。

② 安全確認の徹底

<構内事故の発生状況>

対象	構内事故件数		後退事故件数(内数)	
	件数	構内事故比率	件数	後退事故比率
車両	253件	50.5%	149件	58.9%
建物	88件	17.6%	34件	38.6%
シャッター	38件	7.6%	13件	34.2%
構内施設	35件	7.0%	11件	31.4%
フェンス・塀	26件	5.2%	16件	61.5%
門柱	23件	4.6%	11件	47.8%
その他	38件	7.6%	19件	50.0%
合計	501件	100.0%	253件	50.5%

構内事故501件をみますと、車両との事故が5割強(253件)を占め、他は建物やシャッター等の建造物や設備との衝突となっています。また、全構内事故のうちバック事故の割合も5割強(253件)を占めています。

構内事故の原因には、「構内だから」という油断も挙げられます。特に通慣れた構内では気の緩みから、緊張感が低下して油断を招きがちです。

慣れた構内であっても環境は常に変化しています。ハンドルを握っている間は緊張感を解かない事が大切です。Aも、構内だからと油断せず、緊張感を持って確実な安全確認を行う必要があります。

Aはバックを開始する際に、バックモニターで後方を1回確認した後は、左ミラーで乗用車を確認しながらバックしています。

ドライバーは、「一方に注意力が向くと、他方は不注意になる。」ことを念頭において常に注意力を広く巡らせ、安全確認の徹底を図ることが大切です。

最近では、バックモニターや音声ガイダンス等の事故防止機器を搭載した車両も多く見られますが、これらの機器はあくまで補助装置です。

機器類のみに依存せず、バックする時は必ず事前に下車して、自分の目で周囲の安全確認を行うことが大切です。

③ 構内規則の遵守

構内は一般道路上と異なり、道路交通法の規制はありませんが、多くのトラックが出入りするため、危険を避けるためにルールが定められています。

ドライバーは、慣れた構内に入るとホッとして気を抜き、ルールの設定を忘れてしまうのでしょうか。

Aが、「待機場所まで移動させて駐車するのは面倒だ。」と判断し、構内規則で定められた待機場所ではない一般車用駐車場にトラックを駐車させようとした行為は、結果として今回の事故を発生させてしまいました。

運行管理者は、「構内ルールの遵守もプロドライバーの基本的条件である。」ことを指導し、構内事故の根絶に努めることが大切です。